

# お隣から木の枝が越境してきたら…

木の枝の越境は民法上の相隣問題です。当事者間で解決を図ることが原則です。

## 越境した枝の切り取りに関する民法改正について



これまでは自分で切ることができなかつたお隣から越境した木の枝が、民法の改正によって自らで切れるようになりました。

さて、どんな場合に切ることができるようになったのでしょうか？

### ✓ 大原則

まずは所有者に切ってもらうように依頼しましょう。

※不動産の登記事項証明書を取得することで、どなたでも所有者を調べることができます。

### ✓ 新ルール

次のケースの場合は、自ら切り取ることが可能になりました。

#### ケース 1



所有者にお願いしても切ってもらえないとき

所有者に「催告書」を送りましょう

相当期間たっても切ってくれないとき

#### ケース 2



所有者が誰なのか、どこにいるのかわからないとき

〔不動産の登記などを調べても不明である場合など〕

#### ケース 3



急いで切らないと大変なことになるような緊急事態のとき

〔台風で枝が折れ自分の建物が傷つきそうな場合など〕

**自分で越境した枝を切ることができます（民法第 233 条）**

※裏面には「催告書」の一例や相談窓口のご案内があります。参考にしてください。

### ○民法（竹木の枝の切除及び根の切り取り）

第233条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
  - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
  - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
  - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。



## 催告書の一例

※ご自身の状況に合わせて内容を変更してください。

令和〇年〇月〇日	←文書発送日
〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇様	←隣地の竹木所有者の 住所・氏名
川西市〇〇〇1丁目11番地 〇 〇 〇 〇 印	←ご自身のこと
拝啓 突然のご連絡失礼いたします。 貴殿の隣地を所有し、居住しております〇〇です。	
さて、大変申し伝えにくいことなのですが、現在、貴殿の土地(川西市〇〇〇1丁目10番地)の東側にある枝木が茂っており、私の土地(川西市〇〇〇1丁目11番地)まで越境した状態です。	
←隣の土地の住所・地番 ←自身の住所・地番	
これまでご近所同士ということもあり、ご連絡は遠慮していたのですが、ますます茂る枝木の落ち葉が雨樋を詰まらせるようになり、日常生活にも困るようになっております。そのため、越境した枝木を切除していただきたく、思い切って通知をさせていただいた次第です。	
つきましては、手前都合ながら、令和〇年〇月〇日までに何とぞご対応いただければ幸いです。もし、ご都合が付かないようでしたら、ご一報いただければと思います。	
←期限付きの依頼 発送日から2週間程度は必要です	
なお、ご対応いただけないときは民法第233条の規定により、私の方で越境した枝木を切除することになりますが、何分素人であるため、不格好な形になりますことをご容赦ください。	
←民法で対応する旨を通知	
敬具	

### ■ 個人が所有する土地の境界上の問題は、民法上の相隣問題です。

- ・ご自身での枝の切り取りに関して判断が難しい場合などは、弁護士、司法書士にご相談ください。
- ・市では無料の弁護士相談を実施しています。(事前予約必須)  
川西市生活安全課 電話 072-740-1333
- ・お隣が空き家の場合は、近所から聞き取りしたり、不動産の登記を取得したりして、まず、ご自身で所有者を調べてください。(不動産の登記はどなたでも法務局から入手できます。)  
神戸地方法務局 伊丹支部 伊丹市昆陽1丁目1番地12 電話 072-779-3451
- ・植栽の繁茂により交通への障害が生じている、大木が倒れる危険性があるなど、被害が広範囲に及ぶ場合は、市から所有者へ改善の助言を行うため、ご相談ください。(助言に強制力はありません。)



川西市 都市政策部 住宅政策課  
〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12-1  
電話 072-740-1205



川西市  
Kawanishi City